

新旧対照表

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付規則（令和5年規則第48号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前												
<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている私立保育所等及び私立幼稚園を運営する事業者に対し、予算の範囲内において、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、物価高騰による影響を緩和し、私立保育所等及び私立幼稚園による運営の継続を支援することを目的とする。</p> <p><u>（給付金の額等）</u></p> <p><b>第3条</b> 省 略</p> <p><b>第3条の2</b> <u>前条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以降も運営の継続を予定している事業者に係る補助金の額は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">各園における利用定員</th> <th style="text-align: center;">1施設当たりの給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">151人以上</td> <td style="text-align: center;">800,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101人以上150人以下</td> <td style="text-align: center;">600,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51人以上100人以下</td> <td style="text-align: center;">400,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26人以上50人以下</td> <td style="text-align: center;">200,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25人以下</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>前条第2項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以降も運営の継続を予定している事業者に係る給付金の交付は、1私立保育所等又は私立幼稚園につき2回に限るものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	各園における利用定員	1施設当たりの給付金額	151人以上	800,000円	101人以上150人以下	600,000円	51人以上100人以下	400,000円	26人以上50人以下	200,000円	25人以下	100,000円	<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中</u>、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている私立保育所等及び私立幼稚園を運営する事業者に対し、予算の範囲内において、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、物価高騰による影響を緩和し、私立保育所等及び私立幼稚園による運営の継続を支援することを目的とする。</p> <p><u>（給付金の額等）</u></p> <p><b>第3条</b> 同 左</p>
各園における利用定員	1施設当たりの給付金額												
151人以上	800,000円												
101人以上150人以下	600,000円												
51人以上100人以下	400,000円												
26人以上50人以下	200,000円												
25人以下	100,000円												